

第19回（平成28年9月30日）

○福浦総務課長 定刻となりましたので、会議を始めます。

本日は、手塚委員が御欠席でございます。

それでは、以後の会議の進行につきましては、堀部委員長をお願いいたします。

○堀部委員長 ただいまから、第19回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は2つです。

議題1「個人情報保護法ガイドライン（案）について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 よろしく申し上げます。

初めに、資料1-1「個人情報保護法ガイドライン（案）について」ということで、前回9月16日に開催された第18回の委員会では、個人情報保護法の政令（案）についてパブリックコメントの結果を踏まえて御審議いただきましたけれども、本日はその法律、政令、規則の基本的な解釈ですとか、事例を取りまとめたガイドライン（案）をまとめてまいりましたので、その概要について報告させていただきます。

2ページで目次とございますけれども、説明に当たりまして、まず初めに、これまでもガイドラインについては委員会で何度か御審議いただいておりますので、その概要について振り返らせていただいた上で、今回取りまとめたガイドライン（案）の全体像というところと併せて、各ガイドライン（案）の概要を簡単に説明させていただきます。

3ページ「1. これまでの委員会における審議」でございますけれども、3月29日に開催されました第4回委員会では、ガイドラインの基本的な考え方等について御審議いただきました。ここでは、個人情報保護法の改正で監督権限が委員会に一元化されることを踏まえて、委員会として全ての分野に共通に適用される汎用的なガイドラインを策定するということがいいのではないかと。あわせて、現行、各省庁でつくられているガイドラインも原則として委員会が定めるガイドラインに一元化するという方向がいいのではないかとという御議論を頂いたかと思えます。

続いて、5月26日に開催された第9回委員会では、安全管理措置ですとか、小規模事業者への配慮の基本的な方向性についてということで御議論いただいたかと思えますけれども、こちらでは、まず個人情報保護法の20条で定める安全管理措置の内容についてガイドラインでどう定めるべきかということについて御議論いただきました。その際は、個人情報全般にせよ、マイナンバーにせよ、ある情報の漏えい、滅失、毀損といったものを防ぐための措置というのはおよそ共通するところが多いのではなかろうかということで、個人情報保護法ガイドラインで示す安全管理措置の内容も、原則、番号法ガイドラインに準じるといった方向でいいのではないかとという御議論を頂いたかと思えます。また、今回の個人情報保護法の改正で、小規模の事業者の皆様にも個人情報保護法が適用されるということを受けて、ガイドラインの中でどういった配慮を示していこうかという点でございますけれども、こちらについては、法律で定める安全管理措置義務が法律の中では必要かつ適切

な措置とだけ書かれていて、具体的に何をやらいいか分からないということもあろうかということで、ガイドラインの中ではそういった小規模の事業者様向けに特例的な対応であるとか、手法の例示といったものを、安全管理措置について示していくことがいいのではないかという御議論を頂いたかと思えます。

これまでの委員会の御審議の中で、ガイドラインを議題として御審議いただいたのはこの2回でございますけれども、これ以外にも、外国にある第三者への提供ですとか、要配慮個人情報等々の政令、規則に関する御審議の中でも、ガイドラインにはこういった記載をすべきではないかという御議論を頂いたかと思えます。

以上がこれまでの委員会における審議というところの振り返りでございます。

4ページ「2. 個人情報保護法ガイドライン（案）について（全体像）」ですけれども、今回、事務局としてガイドラインを作成するに当たっての基本的な考え方として3点ございます。

1点目は、これまでの委員会でも御審議いただいたとおり、個人情報保護法が全面施行されるタイミングで監督権限が委員会に一元化されるので、委員会として全ての分野に共通に適用される汎用的なガイドラインを定めるといったことがよいのではないかという考え方。

2点目ですけれども、全ての分野に共通に適用されるガイドラインを定めるに当たっては、今回の法改正で「外国にある第三者への個人データの提供」「個人データの第三者提供時における確認・記録義務」「匿名加工情報」の3つが新しく導入された大きな内容ということもありますので、ガイドラインについても4本立てで、「通則編」「外国にある第三者への提供編」「第三者提供時の確認・記録義務編」「匿名加工情報編」といった形で、4本立てにすることがいいのではないかという考え方。そうすることで、事業者の皆様にもより制度を御理解いただいて、それから、例えば匿名加工情報について調べたいときに、すぐ匿名加工情報編を参照するといった便宜にも資するのではないかということで今回、4つのガイドラインを作成してはどうかということで考えてございます。

最後、考え方の3点目、今、各省庁が定めているガイドラインの取扱いでございますが、こちら、先ほどのこれまでの委員会での議論のとおりでございますけれども、各省庁が定めているガイドラインのうち、個人情報保護法に関するものは原則として委員会が定めるガイドラインで一元化するという考え方。ただし、一部の分野については個人情報の性質ですとか利用方法、今のガイドライン自体の内容の特殊性も踏まえて、委員会が定めるガイドラインをベースにして、そういった分野において更に必要となる別途の規律を定めていくことがよいのではないかということで、引き続き整理を進めてまいりたいと考えてございます。

別途の規律が必要と考えられる分野の例でございますけれども、今のところ考えているのは医療、クレジット等々の信用の分野も含みます金融関連、情報通信関連、こういった分野については委員会のガイドラインを基礎として別途更に必要となるものを定めていく

ことが適当ではないかということで、引き続き整理を進めてまいりたいと考えてございます。

以上が今回のガイドライン（案）についての全体像でございます。

ここから4つのガイドラインそれぞれについて、簡単に概要というところで説明させていただきます。5ページをご覧ください。「3. 各ガイドライン（案）の概要（1）『通則編』」で、ガイドライン（案）そのものは本日の資料の1-2にお付けしてございますけれども、非常に大部に渡りますので、そのポイント、概要といったところを先ほどの資料1-1に沿いながら簡単に説明させていただきたいと思っております。

この「通則編」の中では、個人情報保護法における、個人情報とは何か、個人データとは何かといった主要な用語の「定義」と、基本的な「義務」について、関連する法律等々の条文を掲載した上で基本的な解釈の事例を記載してございます。

それから、「通則編」に書かれている内容は、今回、法改正がなくて現行法と同じ部分が多く含まれてございますけれども、そういった現行法に対する基本的な法解釈については、これまで各主務大臣が共通に示してきた内容を原則として踏襲してございます。例えば個人データの第三者への提供に当たって本人の同意が必要といった規律でございましてけれども、これに関して、例えば警察からの照会があった場合ですとか、税務調査に対応する場合はどうなのだろうかという問題がございましてけれども、そういった場合は法令に基づく場合ということで、本人の同意なく第三者に提供できる、ないしは、大規模災害のようなときに、被災者の情報を御家族であるとか自治体に提供する行為、こういった場合はどうなのだろうかという論点がございましてけれども、こういった問題の場合は人の生命、身体、財産の保護に必要で、なおかつ、御本人の同意を得ることも難しいということが認められれば、御本人の同意なく提供ができますよといった解釈は、これまでも各主務大臣共通に示してこられましたけれども、そういった解釈を引き続きこちらのガイドラインの中でも記載してございます。

今回の法改正によって新たに導入されたような項目、例えば要配慮個人情報等々でございましてけれども、こちらに関してのガイドラインの記載については、今回、実施した施行令案・施行規則案のパブリックコメントの結果等々も踏まえた事例なども掲載してございます。例えばこちらについては、要配慮個人情報に関して、宗教に関する書籍の購入履歴といったものは要配慮個人情報の信条に当たるのかどうかといった御質問がパブリックコメントに寄せられました。我々の考え方として、そういった宗教に関する書籍の購入履歴といったものは信条そのものということではなくて、信条を推知させる情報にすぎないものということで、必ずしも要配慮個人情報に当たりませんということをガイドラインの中で書かせていただいております。

そのほか、この「通則編」全体にわたる内容でございましてけれども、今回のガイドラインが適用される事業者の分野ですとか規模といったものが非常に多種多様であるといったことを踏まえて、「汎用かつ分かりやすい内容」とするのがよいのではないかと

で考えておりました、今回のガイドラインの中では、詳細な解説ですとか、非常に細かい事例みたいなものはガイドラインの中では記載しておりませんで、そういった内容については、必要に応じてQ&Aないしその他の解説資料等々において今後記載することを検討してまいりたいと考えてございます。

「通則編」に関するポイントの最後でございますけれども、安全管理措置の内容については、先ほども申し上げましたように、委員会での議論を踏まえて、番号法ガイドラインの内容に準じたいと考えておりました、そういった構成になってございますけれども、とはいえ、マイナンバーと個人情報全般と取り扱われ方が違う部分もございますので、そういった部分については適切な内容・表現といった形で、番号法ガイドラインと一部記載を変えている箇所もございます。例えばマイナンバーガイドラインのほうでは、マイナンバーを扱うシステムログですとか、利用実績等々について、記録を保存するといったことを義務付けているわけでございますけれども、今回の個人情報保護法のガイドラインにおいては、個人情報全般についてそういったシステムログですとか利用実績の記録といったものを義務づけることはさすがに重過ぎるのではないかということで、今回のガイドラインの中では記録といった要素については一つの手法の例という形にとどめてございます。そのような形で、安全管理措置については原則、番号法ガイドラインに準じつつも、一部取り扱いについて差をつけた表現・記載ぶりとなっているといった状況でございます。

ガイドラインの「通則編」についての概要は以上でございます、続いて「外国にある第三者への提供編」について、説明いたします。

○事務局 よろしく願いいたします。

私のほうからは、今、見ていただいている資料の6ページ「3. 各ガイドライン（案）の概要（2）『外国にある第三者への提供編』」を説明させていただきます。

本体につきましては、資料1－3が「外国にある第三者への提供編」のガイドライン本体になります。

6ページ、改正個人情報保護法第24条で定められる「外国にある第三者への個人データの提供」に関する内容について、法及び施行規則の基本的な解釈をここに記載するものでございます。

改正個人情報保護法第24条につきましては、新たに導入される規律であることを踏まえて、法第24条が新設された趣旨ですとか、法第23条との適用関係についてもガイドラインの中で記載するものでございます。

特に、今回の施行規則のパブリックコメントでもそうでしたが、「個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準」につきましては、事業者の御質問が多いところでございますので、事業者の理解に資するように、これまでの当委員会における審議、4月22日及び7月29日の審議を踏まえて、具体的な事例を交えて記載するとともに、国際的な枠組みの基準との整合性に関する資料も記載しているものでございます。

具体的な事例としましては、主に2つほど挙げてガイドラインの中で説明しております。1つ目としましては、日本にある個人情報取扱事業者が外国にある事業者から顧客データの入力業務を委託する場合。2つ目としましては、日本にある個人情報取扱事業者が外国にある親会社に従業員情報を提供する場合、主にこの2つの事例を挙げまして、一つ一つ措置を解説しているということになります。

考え方の例としましては、後半になりますけれども、次のような場合は外国にある第三者が整備すべき体制の基準を満たすものとするという方向性で記載しているものでございます。

1つ目としまして、提供元及び提供先からの契約や、提供元及び提供先に共通して適用されるプライバシーポリシーなどにおいて、提供先（外国にある第三者）が我が国の個人情報取扱事業者が講ずべきとされている措置に相当する措置を講ずることが担保されている場合を例として挙げております。2つ目としまして、提供先（外国にある第三者）がAPECの越境プライバシールール（CBPR）システムの認証を得ている場合。国会やこの委員会でも御議論いただいているところでございますけれども、これも整備すべき体制の基準を満たしているガイドラインで明示しているところでございます。

続きまして、資料1-1の7ページ目につきましては、3つのガイドラインのうち「第三者提供時の確認・記録義務編」のガイドラインの概要となります。

本体につきましては、資料1-4をお手元に置いていただければと思います。

法第25条、第26条で定められる「個人データの第三者提供時における確認・記録義務」の内容について、法及び施行規則の基本的な解釈を記載しているものでございます。

24条と同じく新たに導入される規律であることを踏まえ、法第25条、第26条が新設された趣旨ですとか、確認記録義務の全体図について記載しているところでございます。

全体図についてですが、資料1-4の一番後ろの31ページを見ていただければと思います。こういった形でフローチャートをまとめさせていただいております。このフローチャートの概要ですけれども、左側が個人データを提供する個人情報取扱事業者、右側が個人データの提供を受ける事業者側の個人情報取扱事業者から出発しまして、それぞれ下のほうに進んでいきますと、明文上、確認・記録義務が適用除外される場合、さらに下に行きまして、解釈上確認・記録義務が適用されるか否か。受領者にとって「個人データ」に該当するか否か。「個人データの提供を受ける」に該当するか否か。本人が関与した契約等に基づく第三者提供か。反復継続した第三者提供かという形で下のほうに進みまして、一番下に行きますと、原則どおりの確認・記録義務が適用されるというフローチャートを、ここで案として示させていただいております。

では、資料1-1に戻っていただきまして、3つ目、事業者において円滑に確認・記録義務を履行できますよう、これまでの当委員会における審議、3月29日及び7月29日などの審議を踏まえて、明文又は解釈により確認・記録義務が適用されない第三者提供ですとか、記録の作成方法等について事例も交えて記載しているところでございます。先ほど御

覧になっていただいたフローチャートを踏まえて、本文でも事例を交えて記載しているところがございます。

例えばこれは既に御議論いただいた類型でございますが、解釈により確認・記録義務が適用されない例としましては「本人による提供」「本人に代わって提供」「本人側への提供」「受領者にとって個人データに該当しない場合」などにつきまして、具体例とともにガイドライン本体に記載するところがございます。

また、記録の方法としまして「一括して記録を作成」する方法、「契約書等の代替手段」につきまして、施行規則で既に規定しているものがございますけれども、それにつきましても具体例とともにガイドライン本体で平易に解説しているところがございます。

「第三者提供時の確認・記録義務編」のガイドラインの説明につきましては、以上でございます。

○事務局 最後に、各ガイドラインの概要（４）ということで、お手元の資料の８ページ「匿名加工情報編」について説明させていただきます。

こちらのガイドライン本体自体は資料１－５をご覧ください。

まず、全体の内容としましては、「匿名加工情報」に関連するものをまとめたということで、「匿名加工情報編」（法第２条第９項）及び「匿名加工情報取扱事業者」（法第２条第１０項）の定義について解説しております。また、法律に従いまして「匿名加工情報の適正な加工」「匿名加工情報等の安全管理措置」「匿名加工情報の作成時・第三者提供時の義務」ということで、公表や提供に当たっての明示等の解説と、識別行為が禁止されておりますので、こちらについて法及び施行規則の条文等に従いまして、基本的な解釈を記載しております。

また、匿名加工情報の加工基準につきましては、これまでの当委員会における審議を踏まえまして、施行規則第１９条各号に基づいて、各分野に共通して必要となる最低限の規律及び簡単な事例を記載しております。

加工の考え方につきましては、規則の第１９条第１号から第４号の関係ということで、加工の対象となる個人情報から「特定の個人を識別することができる記述等」であるとか「個人識別符号」「情報を相互に連結する符号」であるIDであるとか「特異な記述等」について削除をする、もしくは置き換えをするということについて、簡単な事例を交えまして解説をしております。

また、規則第１９条第５号におきまして、上記のほか、必要に応じて適切な措置を講ずるというものがございますので、こちらにつきましては、例えば項目ごと情報を削除する項目削除や、抽象的な記述に置き換える一般化、特に大きな値をまとめるトップコーディング等の手法について例示をいたしまして、解説をさせていただいております。

最後に、パブリックコメントの意見であったところがございますが、事業者の理解に資するようということで、匿名加工情報の作成に当たらない例として「統計情報」や「個人情報の安全管理措置の一環として一部の情報を削除等する場合」については明確に匿名加

工情報の作成に当たらない例ということで、ガイドラインに明記しております。

簡単であります、**「匿名加工情報編」**のガイドラインの概要は以上でございます。

御審議の程、よろしく願いいたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

丹野委員、どうぞ。

○丹野委員 御説明大変ありがとうございました。

今の御説明の中でもありましたように、既に政令、規則についてパブコメを実施して、多くの御意見とともに多くの御質問も頂いたところですね。また、この委員会のホームページに質問ダイヤルも案内しておりますので、そこにも多く質問を寄せられて、件数がどんどん増えています。先般、ホームページの中で、よくある質問として、回答の一部を掲載したという状況にあります。そこで、今回のガイドライン案ですが、それらを全て踏まえて、事業者の方が個人情報取扱事業者として、法を守る上で分からない点、分かりにくい点について、適切に解を記載した内容になっていると思われま。現行の多くの分野、27分野38ガイドラインでしたか、それを、一部を除いてですが、1つにまとめて、物差しを一つにして汎用性を持たせたということも、あわせて、これを読んで事業者の方の法の正しい理解促進につながるもの、資するものだと思っておりますので、そういう認識をしております。

○堀部委員長 他にいかがでしょうか。嶋田委員、どうぞ。

○嶋田委員 丹野さんの御意見と私も全く同様なのですけれども、細かい部分を言いますと、「通則編」は全体的に、今回は参考条文をそのまま書いてくださったので、参考条文を確認しなくともいいというのが、使う側から見たときに使いやすいであろうということと、法律に慣れていない人が最初につまずいてしまう個人情報の定義のところがとても細かく、かゆいところに手が届くような説明を加えており、工夫されているのがよかったです。

それから、安全管理措置のところですが、既に番号法ガイドラインをベースに作られているということで、よくまとまっておりますが、今回の工夫としては、横全体的に見ると手法の例示が「中小事業者向け」と「あるべき姿」と両方対比して見られるので、配慮されていることが理解できます。一方で、中小規模事業者における手法の例示のところの場合によっては少し抽象的になってしまったように思います。むしろこの方たちは、具体的に何をすればいいのかという疑問が多いと思われまので、それは今後、Q&Aも含めて、さらに補完するような丁寧な周知が必要なのだろうと思います。

ただ、番号法ガイドラインのときには安全管理措置は大変だという声がよく聞こえてきたわけですが、こうして各省庁の個人情報保護ガイドラインの共通部分をベースに作ると、当たり前のことをきちっとやるということがまとめて見られるようになると思われまので、この点はよく説明していく必要があると思われま。

以上です。

○堀部委員長 他にいかがでしょうか。宮井委員、どうぞ。

○宮井委員 「外国にある第三者への提供編」についてですが、これまでの委員会での議論を踏まえまして、どのような場合に外国にある第三者に対して適切に個人データを提供できるのかということに関して、事業者側にとって非常に分かりやすく、具体的に事例を交えながら整理できているのではないかと思います。

さらに、Q&Aなどでの対応になるのかもしれないのですが、クラウド等の実務上の疑問にも答えていくことが必要ではないかと思います。この世界、技術の進化も早いし、事業者側の環境もどんどん変化していますので、その変化に適宜対応していくことが重要ではないかと思います。

○堀部委員長 他にいかがでしょうか。大滝委員、どうぞ。

○大滝委員 先ほど資料1-4で説明してくださいました「第三者提供時の確認・記録義務編」に関わる点です。

これまでの委員会の中でも様々な議論が行われてきていて、特に確認・記録義務の適用の対象とか、合理的な記録作成方法等について、丁寧に整理されていると思いますし、先ほどの説明の中に、最後のページになりますが、フローチャートを巻末に掲載していただくという形で、分かりやすいものになっていると思いますし、同時に、これまでの検討の中で、ずっと議論してきたような事業者の円滑な業務を阻害しないというか、そういう方向としても分かりやすく、なおかつその趣旨にもかなうようなものになっているのではないかと思いますので、これからも様々な疑問とか質問とかは出てくるとは思いますけれども、基本的にはこういう方向で大きな混乱なく前に進んでいけるのではないかと考えております。

○堀部委員長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。加藤委員、どうぞ。

○加藤委員 今回、ガイドラインの中で「匿名加工情報編」を作っていただいた、これは新しく付け加わったものではありませんし、また、個人情報の利活用に関していえば、匿名加工情報を使って色々と利用していくというのは非常に大事なことだろうと思っております。ガイドラインにつきましても、これまでこの委員会の中でも議論を踏まえて、各分野に共通する最低限必要な加工基準の考え方を示していただいたとっておりますが、民間においては、これからの利活用に向けて自主ルールを作っていくということが期待されるわけですが、委員会としては、更に事務局レポート等を利用して、有益な情報を今後も提供していくことが必要なのではないかと考えております。

○堀部委員長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

先ほど質問がありましたように、当委員会における審議を踏まえて、事務局で案を取りまとめていただきましたが、私自身、民間を対象とする個人情報保護法が制定されていな



い段階で、30年ぐらい前から幾つかのガイドライン作りにも関わってきました、平成15年に個人情報保護法が制定された直後から幾つかの省庁のガイドライン作りにも関わってきました。そういう経験からしますと、今回、こういう形でまとめられたことの意義は大変大きいと思います。事務局のチーム力の成果がこういう形で表れたといえます。

各委員の御発言にもありましたように、今後、どうしていくかということになりますが、この法の正しい理解が、個人情報取扱事業者はもとより、市民全般に広まる必要があるわけでありませう。

まさに御発言にもありましたように、Q&A策定等も様々な形で、既にQ&Aを出しているものもありますけれども、これに基づいて、さらにQ&Aをまとめていきたいと思ひますし、また、マイナンバーのときにも行いましたが、各地の説明会、研修会用にパワーポイントで分かりやすくまとめるということも、今後、検討していきたいと思ひます。

今日出しました個人情報保護法ガイドライン（案）につきましては、パブリックコメントの手続に入りたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

それでは、そのように進めたいと思ひます。

事務局の皆さん、お疲れさまでした。ありがとうございました。

○堀部委員長 次に、議題2「その他」に移らせていただきます。

「関東ITソフトウェア健康保険組合、東京実業健康保険組合及び東京都情報サービス産業健康保険組合の全項目評価書の公表について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 関東ITソフトウェア健康保険組合、東京実業健康保険組合及び東京都情報サービス産業健康保険組合が作成しました「適用、給付及び徴収関係事務全項目評価書」につきましては、9月16日に開催されました第18回委員会において承認いただき、あわせて、全項目評価書の「VI. 評価実施手続」の「4. ②個人情報保護委員会による審査」欄への記載事項を決定いただきました。

その後、各組合から当該欄への記載事項を記載した評価書の提出があり、事務局にて確認しましたところ、委員会において決定いただいた内容が適切に反映されておりました。また、評価書の公表につきましては、関東ITソフトウェア健康保険組合は9月21日付け、東京実業健康保険組合は9月20日付け、東京都情報サービス産業健康保険組合は9月23日付けでそれぞれ当委員会のマイナンバー保護評価Web及び評価実施機関のホームページに掲載されました。

今回の公表をもって、関東ITソフトウェア健康保険組合、東京実業健康保険組合及び東京都情報サービス産業健康保険組合における適用、給付及び徴収関係事務について、全項目評価に必要な全ての手続を終了したことになりますので、報告いたします。

○堀部委員長 ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、御質問等、御意見等があればお出してください。

特にないようですので、公表報告につきましては終わらせていただきます。ありがとうございました。

其田事務局長、どうぞ。

○其田事務局長 御報告がございました。前に御決定いただきました政令ですが、本日の閣議で閣議決定をされました。5日の公布になります。ですので、規則のほうも日付を合わせまして、政令と同じ5日付けで公布をしたいと思います。

どうもありがとうございました。

○堀部委員長 ありがとうございました。

本日の議題は以上です。

本日の会議資料につきましては、パブリックコメントの開始日に委員会のホームページで公表したいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。

本日の会議は閉会といたします。

今後の予定につきまして、総務課長から説明いただきます。

○福浦総務課長 次回ですが、10月6日木曜日の14時から、この会議室で行う予定でございます。

本日の資料につきましては、ただいま御決定いただいたとおりに取り扱いたいと考えております。

本日は誠にありがとうございました。